

## 42. 111. 01

### 出願人（申請人）の同一認定に関する取扱い

商標登録出願等の審査においては、出願人（申請人）と登録されている権利（商標権又は防護標章登録に基づく権利）を有する者等を、それぞれ照合し、両者が同一人であるか否かを認定することを要する場合があるが、その認定に当たっては、住所、氏名等の表示が全く同一であることを必要とすることなく、以下のとおり取り扱うものとする。

#### 1. 一致するものとみる場合

##### (1) 明らかな音訳上の相違による場合

例1 ( .....レファリング、カンパニー  
.....リファリング、カンパニー

例2 ( .....カリフォニア州サンタマリア 501  
.....カリフォルニア州サンタマリア501

例3 ( オーストリア国.....  
オーストリヤ国.....

例4 ( .....コーポレーション  
.....コーポレイーション

例5 ( .....カンパニー  
.....コンパニー  
.....コムパニー

##### (2) 行政区画又は土地の名称の変更による相違の場合

(なお、商標登録令第10条で準用する特許登録令第39条において原簿に記録された名称は変更されたものとみなされる。)

例 ( 川崎市川崎区.....  
川崎市高津区.....

##### (3) 国名、領地の変更による相違の場合

例 ( ドイツ民主共和国ベルリン.....  
ドイツ連邦共和国ベルリン.....

##### (4) 区切り記号（コンマ、ピリオド、中点、句点、読点）及び連字符（ハイフオン）の有無又は相違による場合

例1 ( アール、シー、エー、コーポレーション  
アール シー エー コーポレーション

例2 ( エヌ、テー、エヌ東洋ベアリング  
エヌ・テー・エヌ東洋ベアリング

例3 ( リチャードソンニメレル・インコーポレーテッド  
リチャードソン メレル インコーポレーテッド

(5) その他

- 例1 ( .....番地なし  
..... )
- 例2 ( 東京都世田谷区世田谷2-13番  
東京都世田谷区世田谷2-13 )
- 例3 ( .....10036ニューヨーク州ニューヨーク.....  
.....ニューヨーク州ニューヨーク..... )

2. 一致するものとみない場合

- 例1 ( 昭和アルミニウム株式会社  
昭和アルミニウム株式会社 )
- 例2 ( .....郡.....町.....  
.....郡..... )
- 例3 ( 東京都台東区浅草聖天町2-36  
東京都台東区聖天町2-36 )
- 例4 ( 東京都中央区銀座西7丁目3番地1  
◇ 東京都中央区銀座西7丁目3番地 )
- 例5 ( 呉市高木町一丁138番地  
呉市高木町138番地 )
- 例6 ( .....字.....  
..... )

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第12号（他人の登録防護標章）」の審査基準](#)